

富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
「一般競争入札（総合評価落札方式）」公告

公益財団法人山梨県下水道公社が発注する富士北麓浄化センター運転管理等包括委託は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について公益財団法人山梨県下水道公社財務規程第72条の7第1項の規定により公告します。

令和 6年10月11日

公益財団法人山梨県下水道公社
理事長 上野良人

1 一般競争入札に付する事項

- (1)入札番号 第070101号
- (2)事業名 富士北麓流域下水道事業
- (3)委託名 富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
- (4)委託場所 富士北麓浄化センター、河口湖第一・河口湖第二・足和田各中継ポンプ場、富士北麓1号・2号・3号各幹線
- (5)委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (6)業務委託の内容
 - ア 対象施設の運転操作、監視に関する業務
 - イ 対象施設の保守点検に関する業務
 - ウ 環境計測に関する業務（水質検査業務を含む）
 - エ 環境対策に関する業務
 - オ 施設管理に関する業務
 - カ 定期修繕に関する業務
 - キ 小修繕等に関する業務
 - ク 物品等の調達・管理に関する業務
 - ケ その他の業務
- (7)予定価格 金1,113,321,000円
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 101,211,000円)

2 郵便入札

本入札は郵便入札である。入札書の提出は、郵送によるものとする。

郵便入札の詳細については、公益財団法人山梨県下水道公社郵便入札の手引きによるが、提出方法についてはこの公告の記載事項を優先するものとする。

3 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 共通の資格要件（単独企業及び共同企業体の全ての構成員）

ア 公益財団法人山梨県下水道公社（以下「公社」という。）の令和5・6年度及び令和7・8年度下水道処理施設維持管理業務に係る競争入札参加資格を有すること。

これに該当しない者が入札に参加するためには、令和6年10月22日（火）までに参加資格の申請を行い、認定を受けなければならない。

イ 「下水道処理施設維持管理業者登録規程」（昭和62年7月9日建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第2条に規定する国土交通省備え付け「下水道処理施設維持管理業者登録簿」に登録を有すること。

ウ 公社財務規程第72条の4の規定に該当しないこと。

エ 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

オ 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生の手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 公告の日以降に、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

ク 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 下水処理施設能力が14,000m³/日以上流域下水道又は公共下水道において、水処理施設及び濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設を併せた一連の維持管理業務について、この公告の日から過去15年間に、都道府県、市町村、下水道公社等が発注する維持管理業務を、1年以上連続して、通年で元請けとして履行した実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。）

イ 山梨県流域下水道運転管理等包括委託共通仕様書第5条に定める総括責任者として、登録規程第3条第1項に基づく下水道処理施設管理技士の資格を有する者を、委託場所に専任で配置できる者であること。

ウ 山梨県流域下水道運転管理等包括委託共通仕様書第8条に定める有資格者を配置できる者であること。

エ 本件入札に関して他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の構成員数は2社とし、各構成員の出資比率は30%以上であること。

イ 共同企業体の構成員のうち、出資比率が最大である構成員を代表構成員とすること。

ウ 共同企業体の運営形態は各構成員が一体となって業務を遂行する共同履行方式とし、本件入札に関して他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

- エ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の代表構成員は（２）ア～ウの要件全て満たしていること。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認資料作成要領の配布

- ア 配布期間 令和 6 年 1 0 月 1 1 日（金）午前 1 0 時から
令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）午後 4 時まで
- イ 配布方法 公社ホームページよりダウンロードすること。
URL <https://www.yamanashi-swc.or.jp/>

(2) 入札参加資格確認資料の受付期間、提出書類、提出場所及び提出方法

- ア 受付期間 令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）から令和 6 年 1 0 月 2 5 日（金）午後 5 時まで必着
- イ 提出書類 入札参加資格確認資料として次の書類を各 1 部提出すること。
 - i) 単独企業
 - ・ 入札参加資格確認申請書（様式第 1 - 1 号）
 - ・ 入札参加者の概要（様式第 4 号）
 - ・ 業務履行実績報告書（様式第 5 号）
 - ・ 総括責任者経歴書（様式第 6 号）
 - ii) 共同企業体
 - ・ 入札参加資格確認申請書（様式第 1 - 2 号）
 - ・ 共同企業体協定書（様式第 2 号）
 - ・ 委任状及び使用印鑑届（様式第 3 号）
 - ・ 入札参加者の概要（様式第 4 号）
 - ・ 業務履行実績報告書（様式第 5 号）
 - ・ 総括責任者経歴書（様式第 6 号）
- ウ 提出場所 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑 4 1 7（峡東浄化センター内）
公益財団法人山梨県下水道公社 事務局
- エ 提出方法 郵送すること。（書留郵便に限る。）

(3) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する問い合わせ先

山梨県笛吹市石和町東油川字北畑 4 1 7（峡東浄化センター内）
公益財団法人山梨県下水道公社 事務局
電話 0 5 5 - 2 6 3 - 2 7 3 8

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、入札参加資格確認資料の提出期限までに提出のあった資料をもって行うものとし、その結果は令和 6 年 1 0 月 3 0 日（水）にファクシミリにて送信するとともに郵送にて通知する。

(5) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、指名停止措置を受けた場合は、入札参加資格確認を取り消すとともに、その旨通知する。

(6) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。

(7) 入札参加資格がないと認められた者は、公社理事長に対して入札参加資格がないと認めた詳細な理由について、次のとおり書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
イ 提出場所 4 (2)ウの場所
ウ 提出方法 書面はアの期限までに郵送すること。(書留郵便に限る。)

(8) 公社理事長は、(7)の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として令和 6 年 1 1 月 1 8 日 (月) までに書面により回答する。

5 設計図書の配布

- (1) 配布期間 令和 6 年 1 0 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時から
令和 6 年 1 2 月 2 7 日 (金) 午後 4 時まで

- (2) 配布方法 公社ホームページよりダウンロードすること。
URL <https://www.yamanashi-swc.or.jp/>

(3) 設計図書に関する質問事項の受付

設計図書に関する質問がある場合は、事前に電話連絡のうえ、書面を電子メール又はファクシミリで送付すること。

- ア 受付期間 令和 6 年 1 1 月 5 日 (火) から令和 6 年 1 1 月 1 4 日 (木) までの山梨県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

- イ 送付先 公益財団法人山梨県下水道公社 事務局 (峡東浄化センター内)
電話・FAX 055-263-2738
E-mail: jimukyoku@yamanashi-swc.or.jp

- ウ 書面様式 A4 判横書き、左に質問事項、右に回答欄付きとし、電子メール送信の場合「Microsoft Excel又はWord」で作成すること。

(4) 質問事項に対する回答

質問に対する回答は、入札参加者全員に随時電子メール又はファクシミリで回答する。
なお、回答書は設計図書等と同等とみなす。

- ア 回答期限 令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) までに回答書を送付する。

6 施設機能報告書等の閲覧

- (1) 参考図書等
- ・施設機能報告書
 - ・設備管理台帳
 - ・維持管理年報 (令和 3、4、5 年度版)
 - ・自家用電気工作物保安規程
 - ・富士北麓流域下水道事業計画書
 - ・維持管理月報 (公社指定様式)
 - ・山梨県流域下水道地震災害対策マニュアル
 - ・流域下水道異常事態対策要領
 - ・新型インフルエンザ等対策に関する事業継続計画
 - ・エネルギー管理標準
 - ・労働基準監督署指導及び対応内容

- (2) 閲覧期間 令和6年11月5日(火)から令和6年11月14日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条に規定する県の休日(以下「山梨県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で指定する期間
- (3) 閲覧場所 〒403-0008
山梨県富士吉田市下吉田東四丁目26番1号
公益財団法人山梨県下水道公社 富士北麓浄化センター(管理本館2階)
電話 0555-22-2259 FAX 0555-22-2188
- (4) 申込み先 施設機能報告書等の閲覧を希望する者は、4(3)の場所に電話等で申し込むこと。連絡時間は山梨県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、希望日時を考慮して閲覧日時を指定する。

7 現場説明会及び現場確認

現場説明会は行わない。ただし、委託場所等の現場確認を希望する者は、次により現場確認をすることができる。

- (1) 現場確認期間 令和6年11月5日(火)から令和6年11月14日(木)までの山梨県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で指定する期間
- (2) 申込み先 現場確認を希望する者は、現場確認期間までにあらかじめ4(2)ウの場所に現場確認申請書(様式第7号)を郵送により提出(必着)することとし、希望日時を考慮して現場確認日時を指定する。
なお、現場確認はこれを必要とする者の自己の責任と費用負担で行うこと。

8 技術提案書に関する事項

入札参加資格を有すると認められた者(以下「入札参加者」という。)に対して、「富士北麓浄化センター運転管理等包括委託技術提案書作成要領」(以下「技術提案書作成要領」という。)に基づき技術提案書の提出を求める。

本件業務委託に係る技術提案書作成要領の配布を次のとおり行う。

- (1) 配布期間 令和6年10月11日(金)午前10時から
令和6年12月27日(金)午後4時まで
- (2) 配布方法 公社ホームページよりダウンロードすること。
URL <https://www.yamanashi-swc.or.jp/>

(3) 技術提案書作成要領に関する質問事項の受付

技術提案書作成要領に関しての質問がある場合は、事前に電話連絡のうえ、書面を電子メール又はファクシミリで送付すること。

- ア 受付期間 令和6年11月5日(火)から令和6年11月14日(木)までの山梨県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 送付先 公益財団法人山梨県下水道公社 事務局(峡東浄化センター内)

電話・FAX 055-263-2738

E-mail: jimukyoku@yamanashi-swc.or.jp

ウ 書面様式 A4判横書き、左に質問事項、右に回答欄付きとし、電子メール送信の場合「Microsoft Excel又はWord」で作成すること。

(4) 質問事項に対する回答

質問に対する回答は、入札参加者全員に随時電子メール又はファクシミリで回答する。

なお、回答書は設計図書等と同等とみなす。

ア 回答期限 令和6年11月19日（火）までに回答書を送付する。

9 入札書類に関する事項

入札参加者に対して、「富士北麓浄化センター運転管理等包括委託入札書作成要領」（以下「入札書作成要領」という。）に基づき入札書類の提出を求める。

本件業務委託に係る入札書作成要領の配布を次のとおり行う。

(1) 配布期間 令和6年10月30日（水）午前10時から

令和6年12月27日（金）午後4時まで

(2) 配布方法 入札参加者の入札参加資格確認結果通知書に記載するURLからダウンロードすること。

(3) 入札書作成要領に関する質問事項の受付

入札書作成要領に関しての質問がある場合は、事前に電話連絡のうえ、書面を電子メール又はファクシミリで送付すること。

ア 受付期間 令和6年11月5日（火）から令和6年11月14日（木）までの山梨県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 送付先 公益財団法人山梨県下水道公社 事務局（峡東浄化センター内）

電話・FAX 055-263-2738

E-mail: jimukyoku@yamanashi-swc.or.jp

ウ 書面様式 A4判横書き、左に質問事項、右に回答欄付きとし、電子メール送信の場合「Microsoft Excel又はWord」で作成すること。

(4) 質問事項に対する回答

質問に対する回答は、入札参加者全員に随時電子メール又はファクシミリで回答する。

なお、回答書は設計図書等と同等とみなす。

ア 回答期限 令和6年11月19日（火）までに回答書を送付する。

10 入札書類等の提出方法等

(1) 入札書類については、入札書作成要領に規定する方法により作成及び提出すること。

(2) 技術提案書については、技術提案書作成要領に規定する方法により作成及び提出すること。

(3) 入札書類及び技術提案書は、同時に提出することとし、提出期限までに郵便（書留郵便に限る。）若しくは、民間事業者の信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、若しくは同条第9項に規定する

特定信書便事業者による同条第2項に規定する送達確認ができるものに限る。)により提出すること。

1.1 入札書に記載する金額等

(1) 言語等

入札書及び入札に係る提出書類に使用する言語は日本語とする。また、入札金額は算用数字を用い日本国通貨とすること。

(2) 入札金額

落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

1.2 入札書類等の提出期限及び提出先

入札書類及び技術提案書等の提出期限及び提出先は次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和6年12月27日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 〒406-0046

山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417(峡東浄化センター内)

公益財団法人山梨県下水道公社 事務局

電話・FAX 055-263-2738

(3) 提出部数

ア 封印した入札書(入札金額内訳書を含む)は正本1部

イ 委任状(代理人が入札する場合)は正本1部

ウ 技術提案書の提出部数は正本1部、副本(審査用)6部、電子データ一式
(PDF形式CD-R保存)

(4) 入札参加者は技術提案書及び封印した入札書類を提出期限までに提出しなければならない。

入札参加者は、契約担当者から当該技術提案書に関する質問を受けた場合は、質問を受けた日から5日以内に回答しなければならない。

1.3 入札書類及び技術提案書の不受理

(1) 提出された入札書類及び技術提案書は、次のいずれかに該当する場合は、不受理とする。

ア 入札書作成要領に規定する方法以外で作成及び提出された入札書類及び技術提案書作成要領に規定する方法以外で作成及び提出された技術提案書。

イ 入札書類等の提出期限及び提出先に規定する提出期限を過ぎて到達した入札書類及び技術提案書。

ウ 入札書作成要領に規定する封書の記載事項に関し、次のいずれかに該当する場合。

・入札参加者の氏名(法人の場合は商号又は名称)が記載されていない場合。

・朱書きの「入札書在中」、「開札年月日」、「委託名」の記載が誤っているか又は記載されて

いない場合。

エ 同一者から2通以上の入札書類及び技術提案書の提出があった場合、そのいずれもの入札書類及び技術提案書。なお、同一者が2以上の入札参加者となることはできない。

(2)不受理となった入札書類及び技術提案書は、不受理通知書を添えて返送する。

1.4 開札の日時及び場所

入札書の有効、無効を確認する。また、予定価格の制限の範囲内にあるかの照合を行う。

(1)開札日時 令和 7年 2月 4日(火) 午前10時

(2)開札場所 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417

公益財団法人山梨県下水道公社 峡東浄化センター 会議室(管理本館2階)

(3)開札は、入札執行事務に関係しない職員の立ち会いのもとで執行する。

(4)開札場には入札執行事務に関係のある職員並びに前項(3)の立ち会い職員以外の者は入場できない。

1.5 入札書の無効

入札書において、次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1)提出期日を過ぎてから到達した入札書。

(2)入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。

(3)入札番号、委託名、委託場所または入札金額の記載のない入札書。

(4)入札参加者本人が入札する場合は、住所、氏名(法人の場合はその商号または名称及び代表者氏名)及び押印のない、または判然としない入札書。

(5)代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合はその商号または名称及び代表者氏名)及び代理人であることの表示並びに代理人の氏名と押印のない、または判然としない入札書。ただし、代理人については正当な代理であることが委任状等で確認できるものを除く。

(6)委託名または委託場所に重大な記載誤りのある入札書。

(7)入札金額の記載が不明確な入札書。

(8)入札金額の記載を訂正した入札書。

(9)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。

(10)入札公告等において示した入札書類の提出期限までに到達しなかった入札書。

(11)独占禁止法に違反し、入札金額等に関して明らかに公正な競争を阻害したと認められる者の提出した入札書。

(12)明らかに連合であると認められる入札書。

(13)同一事項の入札に関して、他の代理人を兼ねた者の提出した入札書。

(14)その他入札に関する条件に違反した入札書。

1.6 入札辞退

(1)入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2)入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

る。

ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に郵送(入札日の前日までに必着)すること。

(3)入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等において不利益な取り扱いを受けることはない。

1 7 入札書等の各様式

(1)別途配布の入札関係様式集による。

1 8 総合評価落札方式に関する事項

(1)本件業務委託の発注は、総合評価一般競争入札により実施する。

(2)本件業務委託に係る入札書及び技術提案書の審査は、公益財団法人山梨県下水道公社総合評価委員会(以下「委員会」という。)が行う。落札者は入札書の開札後に委員会を開催し「落札者決定基準」による総合評価で決定する。

(3)審査の方法

審査項目、配点及び定量化の方法については、別途配布の「落札者決定基準」による。

(4)落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で委員会の審査の結果により、技術評価値と価格評価値を合算した総合評価値が最も高い者を落札者として決定する。なお、この総合評価値が同点で複数者あるときには、くじ引きで落札者を決定する。ただし、低入札価格調査制度に該当する場合は次項による。

イ この業務委託は「低入札価格調査制度適用対象」であり、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、当該入札者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを低入札価格審査委員会で調査、検討した後に委員会の意見を聴取した上で落札者を決定する。当該入札を行った者は調査資料を調査通知の翌日から起算して3日(山梨県の休日を除く。)以内に提出するものとし、期限までに提出しない者は失格とする。なお、入札額が調査基準価格の10分の8.5の額以下の入札者は失格とする。

(5)審査結果の通知

ア 総合評価の審査結果及び落札者の決定結果については、書面により各入札参加者に通知する。

イ 落札者決定後すみやかに、4(2)ウの場所にて公表する。

1 9 支払条件

前金払はしない。ただし、部分払(前月までに完了した業務に対する金額を請求する。)はできる。

2 0 その他

(1)落札者が契約締結までの間に「3」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、公社は損害賠償の責めを負

わないものとする。

- (2)最低制限価格 無
- (3)入札保証金 免除
- (4)契約保証金 免除
- (5)業務履行保証人 業務委託契約書（案）第7条に記載のとおり
- (6)契約書作成の要否 要
- (7)入札参加資格確認資料作成説明会及びヒヤリングは行わない。
- (8)当該契約落札者は、業務受託開始10日前までに、契約図書等及び技術提案書の記載事項を満たす業務実施計画書（案）を作成し提出しなければならない。なお、業務が履行出来ない恐れがあると認められる場合は、必要に応じて修正を求める。
- (9)入札参加資格の申請を行った者は、3（1）ウ～ケ及び3（2）イ、ウの要件を満たす者であることを誓約したものと見なす。
- (10)入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格申請時に3（1）ウ～ケ及び3（2）イ、ウの要件を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、指名停止を行うことがある。
- (11)入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、当該契約を解除することがあるとともに、契約者は談合に対する違約金として契約金額の10分の2に相当する額の支払いに応じなければならない。
- (12)当該契約落札者は、自己の費用負担で、業務受託が直ちに円滑に執行できるよう必要な研修等を行うものとする。
- (13)落札の決定は、本案件に関する令和7年度予算の山梨県議会の議決及び公社理事会の承認を条件とする。また、本入札における落札の効果は、令和7年4月1日に令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結日は令和7年4月1日とする。
- (14)当該契約は、公社財務規程第72条の13に基づく長期継続契約とする。
- (15)当該契約の委託期間内において、山梨県と公社の間で、当該流域下水道維持管理業務委託契約が締結されなくなった場合、及び当該契約の継続を困難とする委託料の減額等が行われた場合は、公社は本契約を解除することができるものとする。この場合、公社は、受注者に生じた損害があっても、これを一切賠償しないものとする。
- (16)提出された申請書及び資料は返却しないと、公社において公表し又は無断で使用することはない。
- (17)当該契約落札者は、落札予定者の決定した日から委託開始日の前日までを業務準備のための期間とし、業務の遂行に支障を来すことのないよう準備しなければならない。当該契約落札者は、本契約締結に先立ち、受注者選定の際に公社が提示した施設機能報告書（以下「施設機能報告書」という。）の内容が、業務要求水準を満たすものであること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。また、当該契約落札者は、公社に対して施設機能報告書の内容が業務要求水準を満たしていないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、当該契約落札者が証明した場合を除く。
- (18)業務準備に必要な費用及び従事者の労務災害等に係る事項については、当該契約落札者の責

任において行う。

- (19) 当該契約落札者は、業務開始前に、本委託開始前年度の運転管理等業務の受注者から技術指導を受けるものとし、この技術指導に必要な費用は当該契約落札者の負担とする。